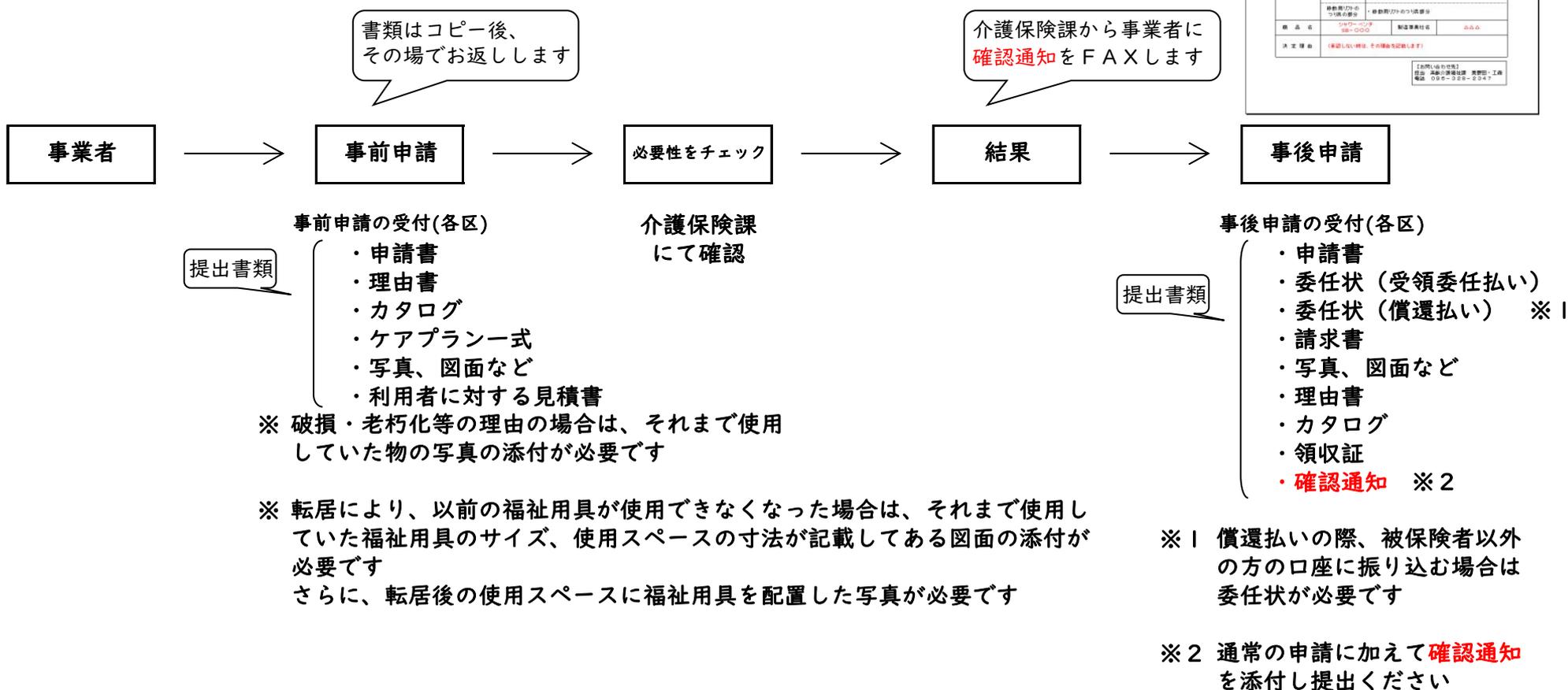


介護保険特定福祉用具 同一品目の再度の購入の流れについて

転居・破損等により同一品目を再度購入する場合には事前申請が必要となります。
該当する場合は、以下の流れに沿って申請を行ってください。

初回の購入については今まで通り、購入後の申請のみで結構です。



(確認通知)

株式会社 ○○ 社
〒○○○-○○○-○○○

所在地 介護保険課 山崎 英樹

介護保険特定福祉用具購入(同一品目の再度の購入)受付の確認について(通知)

平成 年 月 日付で事前申請の受付した同一品目の再度の購入については、下記の
とおり確認しましたので通知します。

福祉用具 品名	○○○○○○○○○○	種類 (品)	
福祉用具 型番	○○○-○○○	価格 (円)	
生年月日	昭和○○年 〇月 〇日		
性別	○		
決定理由 (事由内訳)	承認する		
更新理由	・更新理由：破損・老朽化、機能低下、ボタンスイッチ ・自動検知型機器 ・自動検知型機器の交換可能部品		
入浴補助器具	・入浴用：浴槽内より浴槽内へ入浴 ・浴槽内より入浴槽内へ入浴		
搬送台車	・搬送台車		
移動用椅子 のついで部分	・移動用椅子のついで部分		
製造メーカー	○	製造事業者	△
決定理由 (承認しない理由、その理由を記載します)			

【お問い合わせ先】
担当：介護保険課 英樹 山崎
電話：○○○-○○○-○○○